

## 第7期 第29回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日（月） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（16人）
4. 欠席委員（3人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第 106 号	農地法第3条の許可申請について	（4件）
議案第 107 号	農地法第5条第1項の許可申請について	（1件）
議案第 108 号	農地転用事業計画変更申請について	（1件）
議案第 109 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

## 8. 会議の概要

### ○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。3番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。また、12番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員につきましては遅刻しておりますが、出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

年末も近づいてきておりまして、今年最後の農業委員会となります。

皆さんご周知のとおり農業行政について、基盤強化法の改正やいろいろな面で変化してきており、農業委員会としては皆さんが活動していただく大きな場ができてきたと感じております。また、それをやっていかなければ将来の地域の農業が衰退する可能性があるため、なにとぞよろしく願いいたします。

それでは只今から第29回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、14番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員さん、よろしく願いします。

議案審議に入っていきます。本日の議案は7件です。まず、議案第106号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番から4番まで借受人が同一ですので一括して審議いたします。この案件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第103号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 貸付人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、230㎡。同所同字○○番○、田、747㎡。同所同字○○番○、田、98㎡。計3筆で合計面積1,075㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、賃借権設定5年です。作付作物は水稲、野菜、栗です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞攪り機、動噴です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、2番 貸付人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、135㎡。同所同字○○番○、田、908㎡。同所同字甲○○番○、畑、275㎡。計3筆で合計面積1,318㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物以下同じです。

続きまして、3番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、643㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物以下同じです。

続きまして、4番 貸付人 東京都足立区〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、970㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物以下同じです。

なお、〇〇 〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、11月17日10時から面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、50年間農業に従事しており、生まれ育った土地で農地を守りたいとの思いが強くなり、各所有者と交渉の上、賃貸借することになった。現在、会社経営をしているため、兼業となるが、農業に従事する。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、動噴を所有し、農機具を保管するための倉庫を有している。水稻、野菜を作付けし、JAや産直市への出荷を予定しているとのことです。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日程度農業に従事するとのことです。第5号、「下限面積制限」ですが、今回の申請面積4,006㎡で、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

説明します。地図3ページをご覧ください。申請地の真ん中に〇〇と書かれた自宅がありますが、ここは〇〇さんの元家になりまして、今も家が建ってありまして〇〇さんが管理をしております。〇〇さんは5年前までは会社経営をしながら農業をしております、私もその姿を拝見したことがあります。しかし、農地の名義が変わったことにより、〇〇さんはいったん農業をやめていたが、生まれ育った自宅周辺の農地を守りたいことから、再度農業を行うことになりました。農業機械は全て〇〇さんが所有しておりますし、農業の技術、知識についてもかなりある方でありまして特に問題はないと思

われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

会社経営をされているとのことですが、その会社はどういった業種でしょうか。

○委員 ○○委員

○○という会社を経営しておりまして、事業としては棚や可動式図書書庫、金庫の設置を施工しているとのこと。

○議長（会長）

他に何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第107号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第107号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

5番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん、○○ ○○さん。借受人 松山市○○番地○ ○○ ○○。土地は、○○番○、田、119㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は、農用地区域内。転用目的は仮設通路・残土仮置場です。権利内容は賃貸借権設定1年です。開発許可は不要です。高速道路高架橋耐震補強工事に伴う一時転用です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図5ページをご覧ください。場所は○○になります。高速道路の耐震補強工事が始まっておりまして、その工事を進めるにあたり、仮設通路や残土仮置場が必要になったことから、一時転用の申請がありました。特に問題ないと思われまして、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第108号、農地転用事業計画変更申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

#### ○事務局

議案第108号農地転用事業計画変更申請についてご説明します。

6番 貸付人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、2, 103㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は、農用地区域内。転用目的は露天資材置場（仮設）一時転用です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。令和3年8月3日愛媛県指令中局農振(地5)第74号で許可になった案件の変更2回目です。なお、変更1回目の承認につきましては、令和4年2月21日です。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇の手前あたりです。事務局から説明があったとおり、2度目の延長の申請になります。現地を確認しましたら、砂防ダムの工事はほとんど完成しているような状況です。申請地も転用目的に沿って利用されております。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

#### ○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第109号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

#### ○事務局

議案第109号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。7 所有者、松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者、松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、47

1 m<sup>2</sup>です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地です。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇になります。所有者の〇〇さんと〇〇さんは祖父と孫の関係になりまして、この度、分家住宅として申請がありました。ご審議をよろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、7件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和5年1月6日となっております。

以上で第29回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。